

はじめに

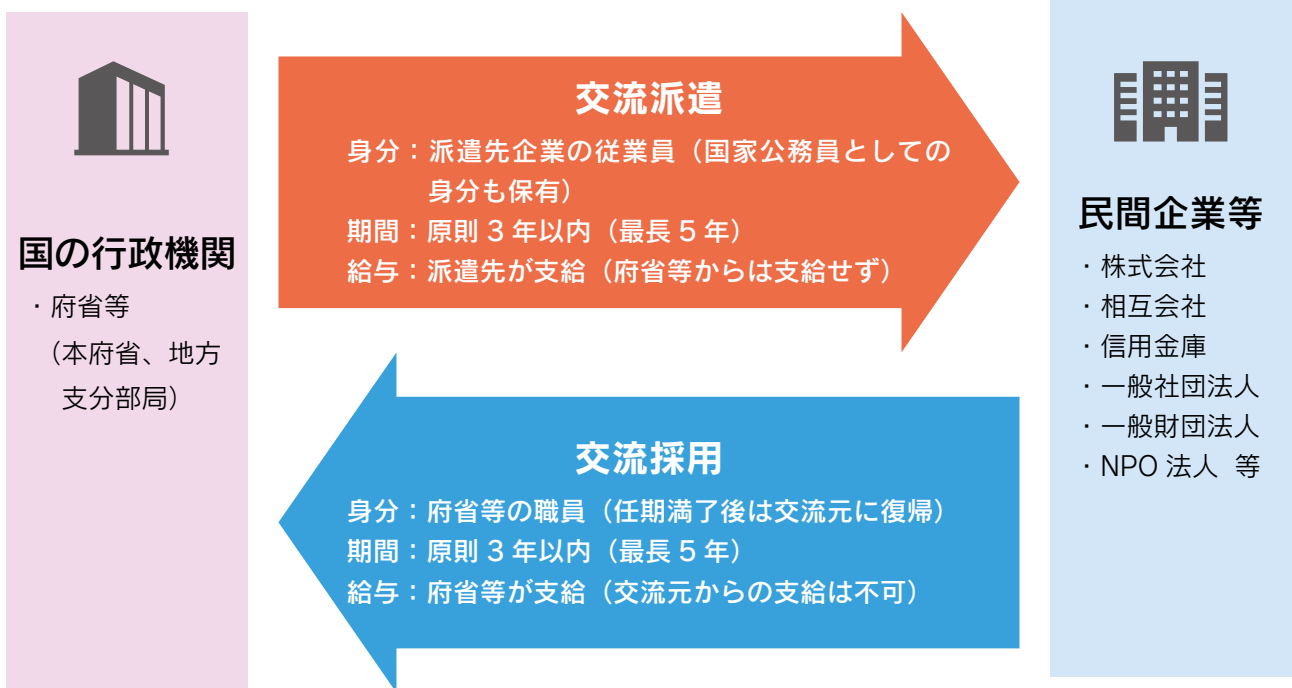
国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成 11 年法律第 224 号。以下「官民人事交流法」といいます。）に定める官民人事交流制度は、国の府省等と民間企業（次頁にお示しするとおり、様々な法人・団体が含まれます。本冊子では「民間企業等」と記載します。）という行動原理が互いに異なる組織間での人事交流を通じて、相互理解の促進と、双方における人材の育成及び活用、組織の運営の活性化等を図るものです。

平成 12 年 3 月に官民人事交流法が施行されて以来、人事交流を実施した実績のある民間企業等は、700 を超えており、幅広い分野における多様な人材に関して「官から民」「民から官」の双方向の交流の更なる推進が期待されています。

このため、内閣府官民人材交流センター、人事院及び内閣官房内閣人事局では、互いに密接に連携し、経済 3 団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会）等関係団体の御協力を得て、官民人事交流に関する説明会の開催、官民人事交流の実施の希望に関する情報提供等、官民人事交流制度に関する広報の取組を進めています。

本冊子が、官民人事交流の実施に向けた御検討の一助となれば幸いです。

官民人事交流制度の概要



交流派遣

民間企業等が国の府省等の職員を従業員として雇用し、期間を定めてその業務に従事させるものです。

交流採用

国の府省等が民間企業等の従業員を職員として採用し、任期を定めてその職務に従事させるものです。

※交流派遣と交流採用の両方を行うことも、いずれか一方のみを行うこともできます。

1 官民人事交流の対象

対象となる民間企業等

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社
信用協同組合*、信用協同組合連合会*
信用金庫連合会*、労働金庫*、農林中央金庫*
監査法人*、弁護士法人*、医療法人*、学校法人*、社会福祉法人*
日本赤十字社*、消費生活協同組合*、特定非営利活動法人（NPO法人）*
一般社団法人*（公益社団法人*を含む。）、一般財団法人*（公益財団法人*を含む。）
外国法人であって上に掲げた法人に類するものとして人事院が指定するもの

- ・民間企業等の規模（資本金、従業員数等）、業種は問いません。
- ・上記のうち「*」印を付した法人であって、その事業の運営のための必要な経費の主たる財源を、法令の規定に基づく指定、認定その他これらに準ずる処分又は国若しくは地方公共団体からの委託を受けて実施する国又は地方公共団体の事務又は事業等の実施による収益及び補助金等によって得ているものは、官民人事交流の対象となりません。詳細については、人事院にお問い合わせください。
- ・所管関係等に基づき交流が制限される場合などがございます。詳しくは3ページをご参照ください。

各行政機関は、性別、事務系・技術系の別や採用試験区分の別にとらわれず、多様で有為な人材の交流採用及び交流派遣を積極的に行うことや、次のような方針が定められています。

交流採用（民間企業等→国）

交流採用は、「民間企業の実務経験を通じてその業務遂行手法を体得している者を対象に、各行政機関における効率的かつ機動的な業務遂行が求められる官職等その経験を行政運営の活性化のために効果的に活かすことが期待される官職について実施する」とされています。

また、各行政機関は、従業員の育成等交流採用に係る民間企業等の要望を踏まえつつ、十分に協議した上で、交流採用をしようとする官職を決定するものとされています。

交流派遣（国→民間企業等）

交流派遣は、「幹部候補育成課程対象者を始めとする将来の行政の中核的要員と見込まれる職員その他の行政運営における重要な役割を担うことが期待される職員を対象とするものとし、交流派遣からの復帰後継続して公務部内で勤務し、交流派遣の成果を発揮することが見込まれる職員を選定すること」とされています。

対象となる府省等

すべての府省等及び行政執行法人（国の出先機関を含みます）

- ・行政執行法人：国立公文書館、統計センター、造幣局、国立印刷局、農林水産消費安全技術センター、製品評価技術基盤機構、駐留軍等労働者労務管理機構
※これらの法人では役職員に国家公務員の身分が付与されています。